

大分市自転車活用推進協議会について

本市では、令和 2 年 4 月に「自転車活用推進法」第 11 条に基づき、自転車に関する施策を総合的に展開するため、「大分市自転車活用推進計画」を策定している。

今年度、計画期間の最終年度となることから、計画の進捗や成果を検証するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ「第 2 次大分市自転車活用推進計画」を策定し、また、策定以降も広く市民の意見を聴くため、「大分市自転車活用推進協議会」を設置する。

1. 所掌事項(要綱第 2 条)

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画に基づく事業の評価に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

本協議会は、「第 2 次大分市自転車活用推進計画」の策定や進捗等について協議を行い、意見を述べるものとする。

2. 構成員等(要綱第 3 条～5 条)

構成員：「学識経験者」「関係団体の代表者」「関係行政機関の職員」「市の職員」
「その他市長が必要と認める者」により構成（計 20 名）

任 期：令和 6 年 8 月 22 日～令和 8 年 8 月 21 日(2 年間で 1 期間)

会 長：都市計画部長

